

公 告

尾道市放課後児童クラブ運営業務委託事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 業務概要

- (1) 業務名称 尾道市放課後児童クラブ運営業務委託
- (2) 業務内容 「尾道市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおりに
- (3) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 見積提案上限額

ブロック	クラブ名	金額（円）
尾道みなと	山波放課後児童クラブ	31, 412, 850
	尾道みなと放課後児童クラブ	
栗原・美木	栗原放課後児童クラブ	59, 248, 123
	栗原北放課後児童クラブ	
	三成放課後児童クラブ	
	三成第 2 放課後児童クラブ	
	美木原放課後児童クラブ	
吉和・日比崎	吉和放課後児童クラブ	42, 049, 328
	日比崎第 1 放課後児童クラブ	
	日比崎第 2 放課後児童クラブ	
	日比崎第 3 放課後児童クラブ	
高西	高須放課後児童クラブ	50, 339, 149
	高須第 2 放課後児童クラブ	
	西藤放課後児童クラブ	
御調	御調中央放課後児童クラブ	22, 100, 400
	御調西放課後児童クラブ	
向島・浦崎	向島中央放課後児童クラブ	56, 084, 700
	向東放課後児童クラブ	
	浦崎放課後児童クラブ	
因島・生口島	因島南放課後児童クラブ	58, 242, 450
	因北放課後児童クラブ	
	重井放課後児童クラブ	
	瀬戸田放課後児童クラブ	

なお、本業務委託は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 6 条第 1 項に規定する消費税非課税事業に該当する。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する資格は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 尾道市の令和 7～9 年度物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は同名簿に登録申請していること。
- (2) 尾道市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 尾道市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 過去 5 年間に於いて同種業務の実績（受託中のものを含む）があること。

3 問い合わせ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目 15 番 1 号

尾道市 福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係

電話番号：0848-38-9205

E-mail：k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

4 その他

詳細は、実施要領及び仕様書に定めるところによる。